

---

# 外貨換算方法の考察

藤 田 昌 久

---

## 目 次

1. はじめに
2. 外貨換算の基礎的背景
3. わが国の基準化の動向
4. 外貨換算の伝統的方法
  - (1) 流動・非流動区分法
  - (2) 貨幣・非貨幣区分法
  - (3) テンポラル法
  - (4) 決算日レート法
5. 修正テンポラル法
6. 機能通貨換算法
7. むすび

## 1. はじめに

最近、外国通貨の取引に関する適切な企業会計が、会計の手續の面で、最も重要で、かつ、最も複雑なものとなっている。会計の当該分野の問題が脚光を浴びてきた背景には、企業がおかれている経済社会の国際化が急速に進展してきたという事実が存在するからである。具体的に言うならば、国際間の取引および投資の増大、在外支店の開設、現地法人の設立、多国籍企業の出現と発展などを挙げることができよう。

さらに、国際化、多国籍企業化の傾向は、ポンドの平価切下げ、為替相場変動幅の制限の停止、基準外為替相場の決定、変動相場制への移行などの外国為替相場環境の著しい変化を背景にしながら、外貨換算等の問題を企業会計の主要問題へと変容させたのである。

本稿では、外貨換算に関する基礎概念、換算方法等について考察し、さらにわが国の「外貨建取引等会計処理基準」（以下、「外貨会計基準」という）の考え方について検討を加え、この領域における研究の基礎的作業を試みるものである。

## 2. 外貨換算の基礎的背景

一般に、在外子会社は所在国の現地通貨で子会社自身の会計記録を維持管理し、現地通貨で表示された子会社の個別財務諸表を作成する。そして、親会社が連結財務諸表を作成する際に、個々の在外子会社の財務諸表を、外国通貨表示から、親会社の本拠地のある国の通貨表示へと換算しなければならないのである。

外貨換算は外国貨幣単位で測定された金額を自国貨幣単位によって表示しなおすことである。したがって、換算にあたっては、外貨と自国通貨との交換率、すなわち、為替相場が用いられる。

世界の主要通貨は、いろいろな場所で様々な方法で取引されている。為替相場は、ある通貨の他の通貨に対する価格である。すなわち、一定量の他の通貨を購入するのに必要な、ある通貨の量である。

物価が変動するのと同じように為替相場は常に安定しているわけではない。為替相場がなぜ変動するのであろうか。その理由を挙げてみると次のようになる。

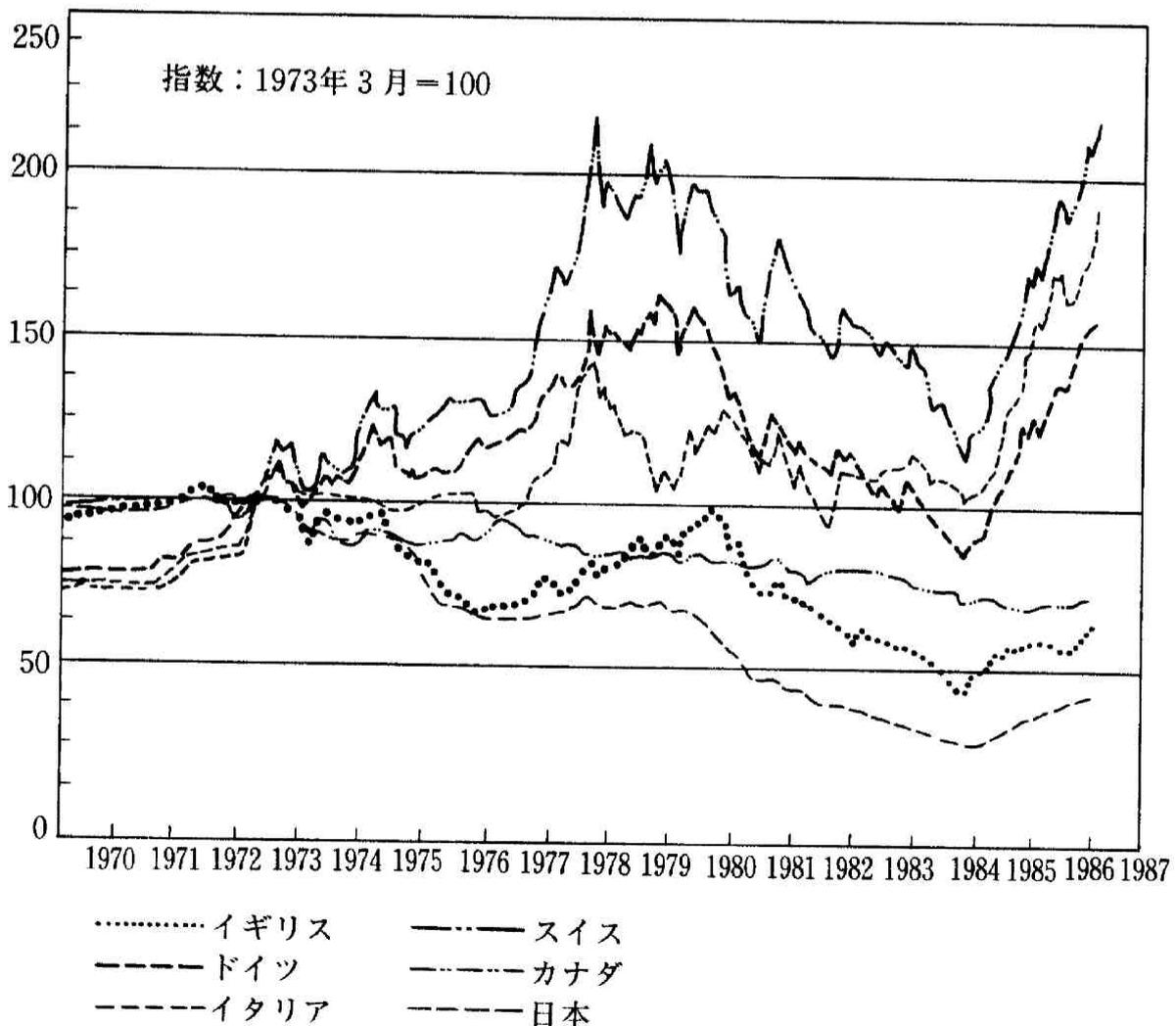
- (1) 貿易収支の黒字あるいは赤字：ある国において輸入より輸出の方が多い場合、貿易収支は黒字であると言われる。黒字は、その国の通貨の価

値を高くする，すなわち強くする。反対の状態，すなわち赤字は，ある国の通貨の価値を他の国の通貨の価値より低くする。

(2) 相対的なインフレーション水準：インフレーション水準の高い国々の通貨は，インフレーション水準の低い国々の通貨に対して相対的に価値が低下する。一般的にいえば，インフレーションは他国の通貨を含むすべてのものについて，ある一定額の通貨で購入できる量が，次第に少なくなることを意味する。

(3) 相対的な利子率：ある国の利子率が他の国に比べて高い場合は常に，その国の通貨は価値が高く評価される（外国人が，投資によってより一

図1 名目為替相場



出典) International Financial Statistics.

層高い利息を得るために、その国の通貨をよりたくさん購入する)。

- (4) 政治的要因と政府の介入：国際的な取引のためには、政治的に安定していると思われる国の通貨が、不安定な国の通貨よりも好まれる傾向がある。また、為替相場の変動を目的として、政府も通貨を売<sup>1)</sup>買する。

主要国の為替相場の変動における過去の状況を図1に示<sup>1)</sup>してみる。

為替相場の変動が企業会計に与える影響は、製品・原材料などを輸出または輸入したときの為替相場つまり「取引日の為替相場」と当該取引によって生じた外貨建て金銭債権債務や外貨そのもの（外貨預金を含む）を円で決済（弁済または回収）した時の為替相場つまり「決算日の為替相場」に差異が生じた場合に問題が発生する。

「取引日」と「決済日」が同一の会計期間内にある場合には、その為替差益は、取引日の円換算額と決済日の円決済額との差額として自動的に算定され、したがって、この場合には、「外貨で測定されている数値にいかなる為替相場を選択適用すべきか」という為替換算問題は発生しない。しかしながら、「取引日」と「決済日」が二つの会計期間にまたがる場合に、すなわち、両者の間に決算日が入り込んでくる場合に問題が発生するのである。

要するに、外貨換算の問題が発生するのは次の場合である。

- (1) 外貨建ての海外取引に基づく金銭債権債務や外貨などについて本国通貨による決済日が未だ到来しないうちに決算日を迎えた場合。
- (2) 企業が外国に支店あるいは子会社などをもっている場合には、決算日に、それらの支店、子会社などの外貨で表示されている財務諸表を本国の本店財務諸表と合算して本支店合併財務諸表を作成するために、あるいは本国にある親会社の財務諸表と合算して連結財務諸表を作成するために、期末において本国通貨単位に換算する必要が生ずる。

なお、このほかに非連結の在外子会社および在外関連会社について持分法が適用される場合にも外貨で表示されている財務諸表の換算が必要となる。

### 3. わが国の基準化の動向

わが国においては、昭和43年5月に、ポンドの平価切下げに伴って必要とされる主な会計処理の基準を示した個別意見第一「外国通貨の平価切下げに伴う会計処理に関する意見」を公表し、昭和46年9月の米国の金兌換停止措置のために、外国為替の売買相場について基準外国為替相場の上下1%という従来の変動幅の制限を暫定的に停止する措置がとられたことに伴って必要とされる会計処理基準を示す個別意見第三「外国為替相場の変動幅制限停止に伴う外貨建資産等の会計処理に関する意見」、昭和46年12月のスミソニアン10カ国蔵相会議の合意に基づき、基準外国為替相場を従来のも1米ドル360円から308円に変更する措置に対する個別意見第四「基準外国為替相場の変更に伴う外貨建資産等の会計処理に関する意見」、昭和47年7月の外国為替の売買相場の変動幅を基準外国為替相場の上下2.5%とする国際通貨体制の下で決算処理上必要な会計処理基準を示した個別意見第五「現行通貨体制のもとにおける外貨建資産等の会計処理に関する意見」、昭和48年3月の外国為替相場の上下2.5%というこれまでの変動幅の制限が停止されたことに伴って、この措置の下での決算処理上必要とされる会計処理基準を示した個別意見第六「外国為替相場の変動幅制限停止中における外貨建資産等の会計処理に関する意見」という一連の個別意見である。これらの個別意見は外貨建取引等の会計処理のための一般的な基準を示したものではなく、ポンドの平価切下げ、為替変動幅の制限停止等外国為替制度をめぐる重要な変化にその都度対処するための特殊的、個別的な会計処理基準であった。

そこで外貨建取引等に関する一般的、包括的な会計処理基準の設定が要望され、昭和54年6月に「外貨会計基準」が設定された。この一般的、基本的な会計処理基準に対して、これをさらに企業会計実践に適用する上で必要な指針が日本公認会計士協会より公表されている。その後、昭和58年12月に企

業会計審議会は、「外貨会計基準」に関して、同基準注解に、「外貨建長期金銭債権債務等に係る為替予約について」を追加公表した。

このようにして、わが国における外貨建取引等に関する会計処理の基準や手続はほぼ形を整えることとなったのである。

#### 4. 外貨換算の伝統的方法

外貨換算の方法に関しては、従来から、会計諸団体、学者、職業会計人などがさまざまな意見を表明し、実際にいろいろな方法が採用されてきた。しかしながら、これらの提唱されたアプローチの相違の多くは、連結や外貨換算の目的、とりわけ財務諸表の目的に関連した意見の相違に由来するものである。外貨で表示されている財務諸表を自国通貨に換算する場合、外貨で測定された資産および負債の換算基準としてこれまで伝統的に次の四つの方法が考えられてきた。

- (1) 流動・非流動区分法 (current・noncurrent method)
- (2) 貨幣・非貨幣区分法 (monetary・nonmonetary method)
- (3) テンポラル法 (temporal method)
- (4) 決算日レート法 (closing rate method)

このうち、(1)~(3)の方法は、ある種類の財務諸表項目には歴史的な為替相場、すなわち取得または発生時の為替相場（以下、取引日レートという）を適用し、他の項目には現在の為替相場、すなわち貸借対照表日の為替相場（以下、決算日レートという）を適用して、外貨で表示された金額を自国通貨に換算する。(4)の方法は、すべての財務諸表項目に決算日レートを適用して、外貨金額を自国通貨金額に換算する。<sup>2)</sup>

換算の諸方法と為替相場適用の関係をまとめると表1のようになる。<sup>3)</sup>

外貨建取引等の会計処理をめぐる諸問題を考察するにあたり、まず外貨建取引等の換算に関する基礎的な諸概念や換算表示の方法等を取りあげなけれ

表1 貸借対照表の各項目に適用される為替レート

	決算日レ ート法	流動・非流 動区分法	貨幣・非貨 幣区分法	テンポラル 法
現 金	C	C	C	C
売掛金及び受取手形	C	C	C	C
棚卸資産				
原 価	C	C	H	H
市場価格	C	C	H	C
投 資				
原 価	C	H	H	H
市場価格	C	H	H	C
固定資産	C	H	H	H
その他の資産	C	H	H	H
買掛金及び支払手形	C	C	C	C
長期債務	C	H	C	C
資本金（普通株）	H	H	H	H
留保利益	×	×	×	×

注：C＝決算日レート　H＝取引日レート　×＝換算されない

ばならない。そこでまず外貨建取引や外貨表示財務諸表を自国の通貨で換算表示するための諸方法の内容について検討してみよう。

### (1) 流動・非流動区分法

流動・非流動区分法は、貸借対照表項目に関し、流動資産および流動負債に対しては決算日レートを、流動資産および流動負債以外の項目に対しては取引日レートを適用して、外貨で表示された金額を自国通貨に換算する方法である。

この方法が会計実務に適用された歴史は古い。米国会計士協会（AIA、現在の米国公認会計士協会 AICPA）が1931年に公表した公報第92号において明示されている。さらに1934年の公報第117号、1939年の会計研究公報第4号で流動・非流動区分法が採用されている。1953年に会計研究公報第43号が公刊されている。この公報の第12章において、外国為替に関する会計処理の

基準を明らかにしているが、これは米国の諸会社の財務諸表において採用されている外国為替の処理について、一般原則を要約したものといわれ、今日では米国はもちろんのこと、他の国々においても、権威あるものとして認められてきた。<sup>4)</sup>

この方法における、資産および負債の流動・固定の分類は、通常の営業循環基準や一年基準によって行われる。この方法は一般に在外子会社、関連会社、支店等の外貨表示財務諸表の換算のために用いられる。この方法によれば、現金、短期債権・債務、棚卸資産等の流動資産および負債は決算日における為替相場によって換算が行われ、固定資産、長期の債権・債務等は取引日または発生時の為替相場によって換算される。また、売上高や仕入高などは会計実践上期中における平均為替相場で換算されることになる。

このようにしてこの方法によれば、決算日レートによって換算が行われる流動資産・負債項目について、為替換算差損益が生じうる。この為替換算差損益は、流動資産および負債の取得日または発生時から決算日にいたる間の為替相場変動の影響を表わしている。固定資産および負債は取得日または発生時の為替相場で換算されるため、為替換算差損益は何ら生じないのである。

流動資産・負債を決算日レートで換算し、固定資産・負債を取引日レートで換算するというこの換算方法は、流動資産および負債は比較的近い将来において現金で回収され、または現金で決済されるところから、貸借対照表日におけるその在高を決算日レートで換算する。それに対して、固定資産および負債はそれらが現金で回収されたり、決済される日はかなり遠い将来のことに属するから、決算時においてもそのときの為替相場を適用せず、取引日または発生時のレートを適用して換算し、換算差損益を計上しないでおこうという基本的な考え方に基づいていると考えられる。

しかしながら流動・固定分類基準による資産や負債の分類は、資産や負債の性格ないし属性による区別とは必ずしも一致しない。そのために、異なる種類の資産や負債が同じ方法で測定されながらも、分類上は別個に取扱われ

たり、また逆に同じに分類された資産や負債に測定上は別個な換算方法が適用されるようなことが少なからず行われる。流動・非流動法によれば、たとえば短期前払費用と長期前払費用とは、どちらも将来費用となることが約束されている資産項目であって、その性格は同一でありながら、前者は流動資産に、また後者は固定資産に分類されているために、前者は決算日レートで、また後者は取引日レートでそれぞれ換算されることになる。さらに棚卸資産は将来売上原価に変換して、取引日レートで換算されるものであるにもかかわらず、現在は流動資産に分類されているために、決算日レートで換算されなければならない。このようにこの換算法には不統一性が内在している<sup>5)</sup>のである。

要するに、この方法は、貸借対照表記載項目の流動・固定分類基準をそのまま換算レートの選択基準としているために、理論的に妥当性を欠くという問題点が存在する。たとえばこの方法によると、同じ借入金であっても短期のものには決算日レートを適用し、長期のものには取引日レートを適用することになる。さらに、取得原価で測定・表示された棚卸資産が決算日レートで換算されることになる。このことは、測定基準が換算手続によって首尾一貫性を失うことになり、その結果、取得原価主義会計を歪めることになる。

## (2) 貨幣・非貨幣区分法

貨幣・非貨幣区分法は、流動・非流動区分法の修正として登場した。この方法は、資産および負債を貨幣性資産・負債と非貨幣性資産・負債とに分類し、前者に対しては決算日レートを適用し、後者に対しては取引日レートを適用して、外貨で表示された金額を自国通貨に換算する方法である。この方法では、現金または現金で決済される債権および債務が貨幣項目であり、その他が非貨幣項目となる。

この方法を提唱したヘップワースは、貸借対照表項目を換算目的から契約により確定した外貨で表示される貨幣項目には決算日レートを適用し、直接

的に確定しうる外貨量を有しない非貨幣項目には取引日レートを適用するのが論理的であると主張する。<sup>6)</sup>1960年に米国会計士協会の調査報告書第36号で長期債権や長期債務の換算について、多くの会社の実務が会計研究公報の勧告と大きく異なっていることが指摘された。さらに1965年にAICPAの会計原則審議会意見書第6号において、「長期債権および長期債務は、現在の換算率で換算することが多くの場合に適当である」と、公報第43号の勧告を修正し、貨幣・非貨幣区分法へ歩みよったのである。

なお、貨幣・非貨幣区分法が主張されるにいたった背景には、米ドルに対する他国通貨の長期一方的な下落傾向と購買力平価説の仮定が暗に考えられているように思える。

貨幣・非貨幣区分法は、資産および負債を貨幣性資産・負債と非貨幣性資産・負債とに分類し、貨幣性資産・負債には決算日レートでの換算を行い、非貨幣性資産・負債には取引日レートを適用して換算を行うものであるから、当該分類にあたって、外貨換算の目的からは、一定の固定した外貨額で表わされている資産や負債が貨幣性項目に分類され、それ以外のすべての資産・負債項目が非貨幣性項目とされるのである。したがって、外国通貨、短期および長期の金銭債権・債務は外貨によって表示額が一定で固定しているので貨幣性資産・負債項目に分類される。これに対して、棚卸資産や固定資産は評価の仕方により外貨表示価額が変わりうるので、非貨幣性項目となる。この方法は、一般に在外子会社、関連会社、支店等の外貨表示財務諸表項目の換算方法として用いられる。

当該方法においては、貨幣性資産・負債は上記分類基準に照らして外貨表示額が固定し、債権・債務額も確定しているため、決算日現在におけるレートで円金額を表示する。非貨幣性資産・負債は将来費用や収益になるものであるから、決算時においては取引日レートで換算する。売上高や仕入高は会計実践上平均為替相場で換算されることがある。

この方法により、非貨幣項目を過去の取引日レートで換算するにあたり、

当該項目が歴史的原価で表示されているならば、換算後に合理的な結果がえられるが、当該項目が時価で評価されている場合には、換算の結果としてこの方法の真のねらいに即した合理的な結果はえられない。たとえば、棚卸資産の貸借対照表価額の算定にあたり、低価基準を適用されている場合には、時価に対応して換算に際しては決算日レートが適用されるべきであろうが、この方法によれば取引日レートが適用される。

当該区分法を適用する場合、為替換算差損益は決算日レートを適用する貨幣性資産・負債について発生しうる。この場合、為替換算差損益は貨幣項目に生じた、取引日から決算日までにおける為替相場変動の影響を意味している<sup>7)</sup>。

要するに、貨幣・非貨幣区分法では、非貨幣項目の換算額は、当初取引時の歴史的な為替相場による換算額に固定され、以後の為替相場の変動の影響をうけない。この限りでは、この方法は取得原価主義の立場からの換算方法であり、取得原価主義による親会社財務諸表との連結を行うのに適した換算方法、すなわち取得原価主義と親会社（本国）中心主義の見地からの換算方法である。

この方法は、流動・非流動区分法に較べるとより合理的ではあるが、財務諸表記載項目の分類基準にしたがって換算レートを決定するという問題が存在している。たとえば、非貨幣項目が時価で繰越されている場合、取引日レートで当該項目を換算することは不合理な結果を生ぜしめることになるということである。

### (3) テンポラル法

1960年代後半から70年代の国際通貨事情は、安定した国内価値を背景に対米ドル為替相場の上昇する通貨がふえてきた。したがって、安定しているのは米ドルで変動しているのは外貨であるという認識ではなく、むしろ、その逆で、安定しているのは外貨で変動しているのは米ドルであるという認識す

らもたれるようになってきた。こうして、70年代はじめには、いわばドル体制崩壊という危機感から、伝統的な流動・非流動区分法や貨幣・非貨幣区分法の見直しが行われることになった。<sup>8)</sup>この見直しのなかから展開されたのがテンポラル法である。

テンポラル法は、現金、債権および債務、ならびに現在または将来の価格で記帳されている資産および負債に対しては決算日レートを適用し、過去の価格で記帳されている資産および負債に対しては取引日レートを適用して、外貨で表示された金額を自国通貨に換算する方法である。テンポラル法は、このように、資産および負債がいつの時点の価格で記帳されているかによって、それと同じ時点の為替相場が換算レートとして用いられるところから、同時点法とよばれることもある。またこの方法は、資産・負債項目や損益項目で外貨によって表示されているものを自国通貨で換算するにあたって、貸借対照表日における現在原価（時価）で評価されているものは決算日レートで、また取得日における歴史的な原価（原価）で評価されているものには取得日レートをを用いて換算する。すなわち、この方法は資産および負債の貸借対照表価額や損益額の算定に用いられる測定基礎と外貨換算のための換算基礎とを常に一致させることをねらいとしており、換算前に有していた貸借対照表価額や損益額の属性が換算後も変わることなく維持される特徴を有している。つまり、財務諸表において測定される資産および負債の属性にしたがって換算レートが選択されることから、属性法ともいわれる。

ローレンセンは、「換算とは測定の変換過程であるから、測定単位以外、外貨で表示された財務諸表を作成する際に用いた会計原則を継続適用すべきである」と提唱している。<sup>9)</sup>

外貨換算によって、会計の原資料の意味を変更しないように、あるいはこれを害ねないようにすることが、いかなる為替相場を選択すべきか、いかなる換算方法を適用すべきかを決定する目標にほかならない。つまり外貨換算によって、海外取引活動が、本支店または親会社を一体として、一企業集団

の財政状態および経営成績を表示する会計報告のなかに包含されなければならないのであるから、会計原則との同質性こそ重要な選択原理でなければならない。

本支店または親子会社の会計記録やそこから誘導されて作成される財務諸表が、首尾一貫した会計基準に立脚しなければならないという会計原則の一般原則は、継続性の原則の本質であり、この原則から派生したものがテンポラル法の考え方である。

1975年には、米国の財務会計基準審議会（以下、FASBという）が、このテンポラル法を基準化し、基準書第8号（FAS No.8）を公表した。

この方法によれば、海外の支店や子会社等が行う諸活動は、本国における本店や親会社がこれを行ったものとみなして、換算が行われる。

この方法によると、各種の資産・負債項目や損益項目は次のように換算される。

現金預金や長期短期にかかわらず外貨建の金銭債権・債務は、貸借対照表日現在の時点における評価額に対応させて決算日レートによって換算を行う。

有価証券や棚卸資産等のような流動資産については、在外子会社等がこれを時価で評価している場合には、決算日レートを用いて換算を行い、原価で評価している場合には、取引日レートによる換算を行う。

機械設備、土地建物等の有形固定資産、営業権や法律上の権利のごとき無形固定資産、繰延資産などについては、通常原価による評価が行われるところから、これに対応して、換算に際しても、取引日レートが適用される。費用および収益に関する諸項目は、原則として取引日レートによって換算が行われるが、会計実務上は、期中における平均レートによる換算が実施される。

固定資産の減価償却費は固定資産が取引日レートで換算されることおよび費用が取引日レートで換算されることから、取引日レートにより換算される。

ここで注意しなければならないのは、損益計算書の記載項目である売上高については取引日レートによる換算が適用されるが、同一の取引の結果とし

て売上高に対応する売掛金の期末在高は決算日レートによって換算されることである。すなわち同一の取引にかかわる項目でも、この方法によると異なるレートを適用した換算が行われることになる。だがしかし、これも在外子会社等が貸借対照表価額や損益計算書計上項目の測定基礎と換算のための測定方法とを一致させることがねらいであるところから、かかる不一致は無視されることになる。このような不一致は、外貨換算以前の、貸借対照表価額等の算定に含まれる問題であって、換算方法そのものに起因するものではないからである。

上記のごとく換算方法を適用する結果、ここに為替換算差損益の発生とその認識の問題が発生する。端的に言って、取引日と決算日との間に為替相場の変動が生じた場合には、決算日レートを適用する項目について為替換算差損益が発生する。したがって、現金預金、外貨建金銭債権・債務、時価によって評価の行われている有価証券や棚卸資産等についてこのような為替換算差損益の発生の可能性が認められることになる。為替換算差損益は、為替決済差損益のように実現した損益ではなく、発生した、すなわち、未実現の損益にほかならない。したがって、外貨換算時に認識された為替換算差損益は将来の決済時において、そのまま実現するとは限らないことはいうまでもない。

この方法にも次のような欠点<sup>10)</sup>が存在する。

- (1) 外貨表示財務諸表上のある項目には取引日レートが適用され、他の項目には決算日レートが適用されるために、換算の結果、財務比率が歪められ、さらに外貨表示財務諸表上の純利益が純損失に逆転する「換算のパラドックス」という不合理な結果をまねき、企業の海外における経営活動の実態を伝達しえなくなってしまう。
- (2) 棚卸資産を取引日レートで換算する場合、為替相場変動の影響は、当該棚卸資産が売却されるまで認識されないため、企業の業績を正しく表示しえない。たとえば、外貨が強くなっている場合、決算日レートで換

算した売上高から取引日レートで換算した売上原価を控除することは、棚卸利益または架空利益を計上することになる。

- (3) 現地国で調達した借入資金で固定資産を取得した場合、換算にあたって、前者には決算日レートが適用され、後者には取引日レートが適用される。しかしながら、資金の借入れと資産の取得は一組の経営方針のもとに行われた取引である。したがって、借入金のみを決算日レートで換算し、その為替換算差益または差損を当期の損益に計上するのは不合理である。

#### (4) 決算日レート法

決算日レート法は、本店勘定や自己資本に関する諸勘定を除く財務諸表項目、すなわちすべての資産および負債項目や損益項目に対して、決算日レートを適用して、外貨金額を自国通貨に換算する方法である。この方法は、最近の為替相場を換算率として使用するところから、現在為替相場法 (current rate method) ともよばれる。テンポラル法が本国の親会社の立場から外貨換算を考えている、いわゆる本国主義といわれる外貨換算方法に対して、決算日レート法は外国の子会社の立場から外貨換算を考えているものである。

この方法では、外貨もまた自国通貨と同様に会計上の測定単位として認められるため、換算は単なる測定単位の変更であって、測定基準を変更するものではない。したがって、外貨表示財務諸表における財務比率は、換算後も維持され、海外における経営活動の成果を判断する指標となる純利益もそのまま連結財務諸表に反映される。連結決算のための外貨表示による在外子会社の貸借対照表や損益計算書のごとき外貨表示財務諸表の換算は、外貨表示の財務諸表項目をたんに円に換算するにすぎないから、為替換算差損益は生じない。なお、自己資本に関する諸項目は取引時の為替相場によって換算する。この方法は在外子会社や支店等の外貨表示財務諸表の換算の方法として用いられている。

また、この方法による換算結果は、企業のキャッシュ・フローおよび持分に及ぼすレート変動の経済的影響と調和した情報を提供することが可能となる。

この換算方法によれば、外貨表示のすべての資産・負債項目や損益項目が決算時の為替レートで円に換算されるので、換算は純粹に計算上の改訂にすぎないとみることができる。したがって外貨表示財務諸表が取得原価主義によっているならば、換算の結果円貨に改訂して再表示された財務諸表もそのまま取得原価主義に基づくものであるとみなすことができる。この方法を採用した場合のかかる利点は取得原価主義会計のもとで認められるものであって、現在価値会計のもとでは、決算日レート法はテンポラル法と同じ換算となる。<sup>11)</sup>

決算日レート法にも次のように問題点が内在する。

- (1) 外貨表示財務諸表において、過去の価格で測定・表示されている資産および負債を決算日レートで換算し、連結財務諸表に含める場合、当該財務諸表は原価主義会計に基づくものとは異なったものとなる。また換算の結果の数値は、歴史的な原価あるいは現在価値による合理的な測定値とはならず、無意味な数値になってしまう。
- (2) 外国事業は独立した事業単位と考え、現地国通貨は会計上の測定単位として認められる。したがって、この方法は企業集団を単一の組織体とみなし、単一の測定単位により作成された財務諸表を項目ごとに連結するという、いわゆる連結の精神と矛盾する。<sup>12)</sup>

## 5. 修正テンポラル法

わが国の「外貨会計基準」において規定されている、連結財務諸表の作成または持分法の適用にあたって、外国にある子会社または関連会社の外国通貨によって表示されている財務諸表項目の換算のための方法は、テンポラル

法を基調として、これに部分的な修正を加えたものであるところから、修正テンポラル法とよばれている。この方法とテンポラル法との主な相違点、すなわち修正点をあげるならば次のとおりである。

第1に、長期の金銭債権債務について、取得時または発生時の為替相場による円換算額が付されることである。テンポラル法においては、これに対して、長期の金銭債権債務は、現金預金や短期の金銭債権債務と同様に、貸借対照表日現在の時点における評価額に対応させて、決算日レートによる換算が行われる。通貨および短期の金銭債権債務に決算時の為替相場による円換算額を付し、長期の金銭債権債務を取得時または発生時の為替相場によって換算することは、流動・非流動区分法の場合と同様である。また、その論拠も同じである。

第2に、修正テンポラル法においては、外貨表示財務諸表上の当期純利益および期末留保利益については、決算時の為替相場による円換算額が付される。すなわち連結財務諸表作成上または持分法の適用にあたって、当期純利益または期末留保利益は、独立の項目として決算日レートで換算してしまい、損益計算書上換算された利益および費用項目の差引計算の結果として計算する方法はとらないのである。その論拠は、外貨表示による損益計算書上に純利益の生じている子会社等が収益および費用項目の換算後の差引計算の結果、純損失になるいわゆる換算のパラドックスを防ぐことによって、財務諸表の利用者が誤った判断を下さないようにという点にある。したがって、このような処理法を採用することにより、当期純利益の生じている子会社等は換算後も必ず当期純利益を示し、また当期純損失の会社は換算後も当期純損失を表わすことになる。

第3に、換算によって生じた換算差額は、為替換算調整勘定に計上し、貸借対照表上、資産の部または負債の部に記載される。この点は第2の点と密接に関連している。すなわち当期純利益および期末留保利益を決算時の為替相場によって独立に換算する結果として損益計算書上の収益項目および費用

項目を取引時の為替相場によって換算し、差引計算した数値との間に差異が生ずる。そこで両数値の差額を調整するために、為替換算調整勘定を設定して、これに振替えさせるのである。この調整勘定の残高が借方に生ずる場合には、貸借対照表上資産の部に、また貸方に生ずる場合には、負債の部にそれぞれ記載されるのである。

わが国の「外貨会計基準」が採用している修正テンポラル法に対して、「日本の多国籍企業の多くは、流動資産・流動負債の換算に決算日レートを、固定資産・固定負債の換算には、取引日レートをを用い、その結果生じる貸借不均衡の差額は、どのようなものであっても、資産あるいは負債として繰り延べている。外貨換算は、その実務に著しい多様性がみられ、早期の解決がほとんど望めない領域である」と指摘<sup>13)</sup>されている。

## 6. 機能通貨換算法

外貨表示財務諸表項目の換算方法に関して1970年代後半は、まさにテンポラル法と決算日レート法とのいずれを標準的会計実務として採用すべきかについて意見の対立していた時代といえることができる。その際の重要な対立点の一つが測定単位の問題である。外貨測定金額と自国通貨測定金額の間には加法性がないため両者を含む貨幣の統一表示はされない。したがって自国通貨による統一表示を達成させるために外貨金額を換算するのである。いずれの換算方法によっても自国通貨に再表示されているのであるから自国通貨による統一表示は一応達成されている。しかしながら同質的な測定単位によらないで達成された統一表示は外見上のものにすぎない。したがって、外貨換算にあたっては本国における測定単位と同一の測定単位による換算額を達成する方法が選択されなければならない。そうしてこそ実質的な統一表示が達成されるのである。このような単一通貨測定はすべての換算法に共通する基本目的である。

1980年代になると、テンポラル法と決算日レート法の対立の時代を脱却して、新しい局面を迎えるのである。すなわち、米英等を中心として、在外事業体の性格に応じて両法の使い分けをするという方向で国際的調和化が促進されていったのである。このような状況のもとで米国のFASBは1981年12月に基準書第52号（以下、FAS No. 52という）を公表した。

FASBは、在外事業単位をも含む個別事業単位レベルと連結報告レベルを事実にもとづき区分するところから換算理論を再構築しようというアプローチを採用した。この個別事業レベルの通貨単位を決定することから理論が展開される。この決定される通貨を「機能通貨（functional currency）」とよんでいる。したがって「機能通貨」とは、当該事業体が事業活動を行っている第一次的な経済環境の通貨のことである。通常、その事業体が現金を稼得し、かつ、消費している環境の通貨である。

対象となる在外支店や子会社等の外貨表示財務諸表は、「機能通貨」概念に基づき、「従属型事業（dependent operations entity）」（親会社の所在地の通貨（本国通貨）を機能通貨としている在外事業体。これは、当該事業体の事業活動が親会社の事業にとって不可分の構成体となっており、本国通貨と現地通貨とのひんばんな資金交流の存在する性質の事業体である。）に属するものと「独立型事業（independent operations entity）」（在外事業体の所在している国の通貨（現地通貨）を機能通貨としている在外事業体。これは、その事業活動が自己充足的・自己完結的な形で営まれ、本国通貨との資金交流も利益配当等ごく一部に限られている性質の事業体である。）に属するものとに分類され、前者の従属型事業の財務諸表項目の換算にはテンポラル法が適用され、また後者の独立型事業の財務諸表項目の換算には決算日レート法が適用されることになる。この場合、前者のテンポラル法の適用から生じた換算差額（為替換算差額損益）は期間損益として処理され、また後者の決算日レート法の適用から生じた換算差額（換算調整差額）は資本の部に独立項目で記載されることになる。

この機能通貨アプローチのもとでは、外貨表示財務諸表項目の換算手続は、<sup>14)</sup>原理的には、次の三つの段階から構成されている。

- (1) 機能通貨の特定化：これは、個々の在外事業体について、その事業活動の性質を分析し、どの通貨が当該在外事業体の機能通貨となっているか、を判定する段階である。この機能通貨の特定化を通じて、連結の対象となる在外事業体は、従属型事業と独立型事業の二つにグルーピングされることになる。
- (2) 機能通貨による外貨表示財務諸表項目の再測定：これは、在外事業体の外貨表示財務諸表に記載されている外貨建取引項目について、テンポラル法を適用して、それら数値の属性を維持する方向で、それぞれの機能通貨で換算するとともに、この再測定過程から生じた換算差額（為替換算差額損益）を期間損益として処理する段階である。
- (3) 報告通貨による修正後の外貨表示財務諸表項目の換算：これは、報告通貨と異なる機能通貨を用いている在外事業体の修正後の財務諸表項目を、決算日レート法を用いて報告通貨で機械的に換算するとともに、この換算過程から生じた換算差額（換算調整差額）を資本の部に独立項目で記載する段階である。

この3段階の換算手続を内容とする機能通貨アプローチは、わが国の「外貨会計基準」の提唱する修正テンポラル法の画一的適用アプローチと比較して、きわめて革新的な性質のものである。

機能通貨の判定規準の内容をまとめると、表2のようになる。<sup>15)</sup>

さらに、換算手続のフローチャートを示せば、図2のようになる。<sup>16)</sup>

わが国の「外貨会計基準」は、在外支店と在外子会社等の作成する外貨表示財務諸表の換算方法を区別した。すなわち、在外支店の場合、棚卸資産、有形固定資産の非貨幣項目の換算に関してはテンポラル法を採用した。また、在外子会社等の場合、テンポラル法の考え方を一部修正したものを採用している。特に、在外子会社等の場合に採用される方法（修正テンポラル法）は、

表2 機能通貨判定規準

経済的要因	従属型事業	独立型事業
キャッシュ・フロー	日常の事業活動が親会社のキャッシュ・フローに直接の影響を与え、親会社との資金交流も活発である。	現地通貨が基本となり、日常の事業活動は親会社のキャッシュ・フローにほとんど影響しない。
販売価格	為替相場の変動の影響に敏感で、世界的規模の競争によって決定される。	為替相場の変動の影響を受け、主に現地圏の競争によって決定される。
販売市場	主な市場は本国にあり、その取引も本国通貨で行われる。	主な市場は現地圏にあり、その取引も現地通貨で行われる。
費用の発生	主要な製品・サービスを本国からの輸入に頼っている。	主要な生産要素の調達を現地圏で行い、その原価も現地で発生する。
資金調達	事業活動資金の調達を親会社または本国からの借入に主に頼っている。	事業活動の資金のほとんどを自己の事業活動または現地借入によりまかなっている。
連結企業間取引	ひんばんかつ広範に行っている。	ほとんど行われていない。

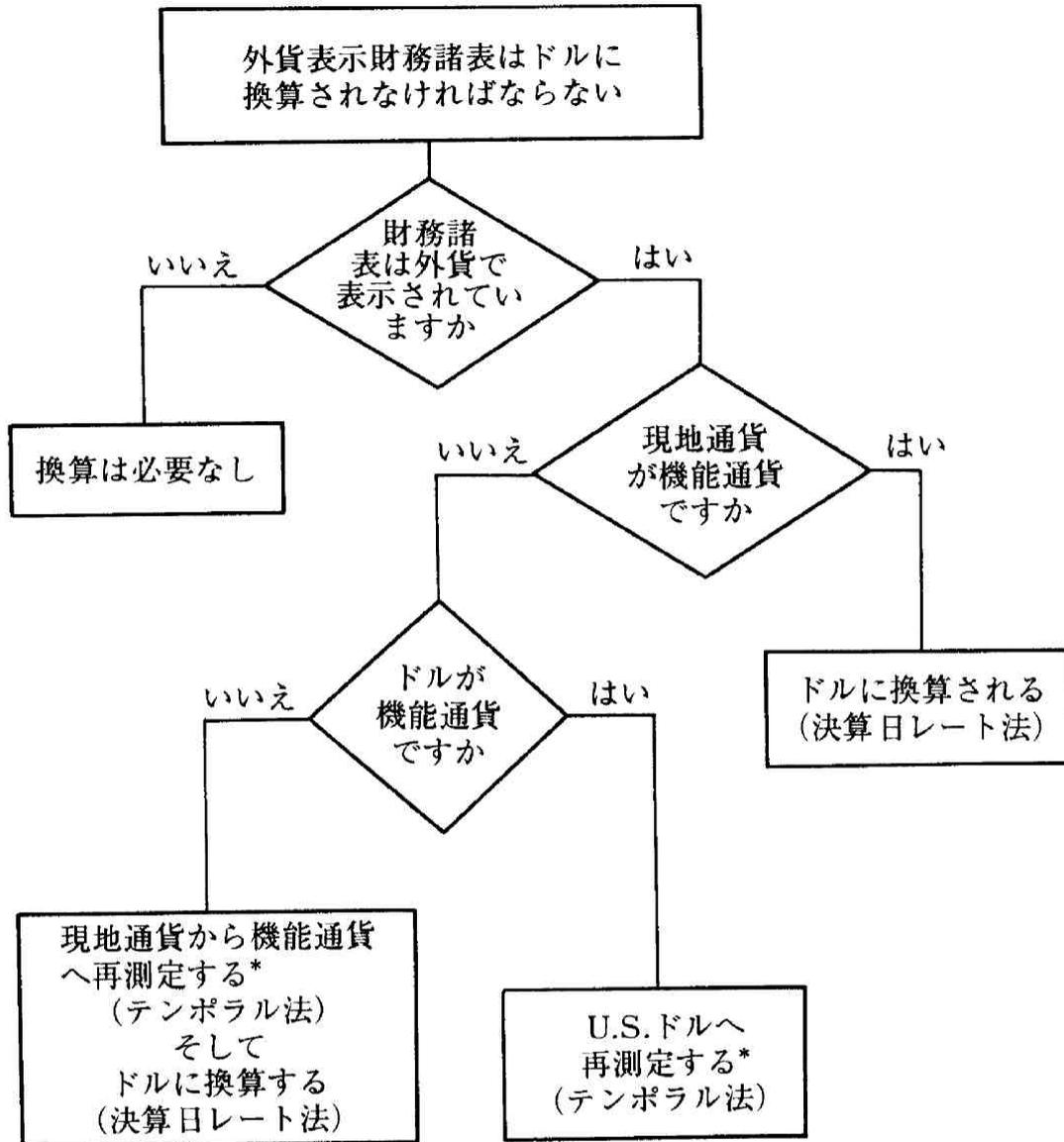
わが国独自の換算方法である。

これに対して、FAS No. 52においては、在外支店や在外子会社等という法人格の有無で換算方法を区別することなく、機能通貨による換算方法を採用しているのである。

図2の換算手続のフローチャートからもわかるように、まず在外事業単位の機能通貨によって、その事業単位が作成する財務諸表のすべての項目を測定することから始まる。すでに述べたごとく、その機能通貨とは、事業を行っている第一次的な重要な経済環境の通貨であり、通常、それは事業単位が主として現金を稼得し、かつ費消している環境の通貨である。

もし、機能通貨と連結財務諸表の報告通貨とが異なる場合には、財務諸表のすべての項目は決算日レートを使って換算する。したがって、FAS No.

図2 換算手続のフローチャート



\* 再測定という用語は、外貨から機能通貨へ測定単位を変更するために換算する意味である。

52で主張されている換算方法は決算日レート法である。このことは、在外支店と在外子会社等とで多少処理が異なるにしても、テンポラル法を基礎としているわが国の「外貨会計基準」とは根本的に異なっているといえよう。現地通貨が機能通貨の場合には決算日レート法で換算し、本国通貨が機能通貨の場合には本国通貨へテンポラル法によって再測定することになる。このように、FAS No. 52では、決算日レート法とテンポラル法が機能通貨いかに

によって使い分けられることになる。

この点に関してわが国の「外貨会計基準」は、決算日レート法を例外として容認してはいるものの、在外子会社等の原則的な方法として、修正テンポラル法を規定している。この方法は、これまで批判されてきたテンポラル法において発生する換算のパラドックスを回避するように修正され、決算日現在における送金可能利益を表示できる点においては評価できるが、当該処理について、たとえば、「換算のパラドックスの問題は、在外支店と在外子会社の双方に共通であるが、在外子会社のみかかる特殊技法を用いて回避することの適否<sup>17)</sup>」とか、「期末留保利益について決算日レートで換算しながら他の資産、負債についてはテンポラル法的な換算方法を適用することの論理的整合性の問題<sup>18)</sup>」等の批判が存在する。わが国の「外貨会計基準」が採用している修正テンポラル法について、「テンポラル法の難点の克服に努めている点として評価されることも否定できない」、あるいは「米国とは違った角度から換算方法について検討されたものとして評価されよう<sup>19)</sup>」などという意見も存在する。

FAS No. 52は、外貨換算目的として、次の二つの事項をあげている。すなわち、

- (1) 企業のキャッシュ・フローと持分に及ぼす経済的影響をそのまま伝えること。
- (2) 財務上の成果を、各事業単位がその事業を行っている場所の機能通貨（基本通貨）で測定して、連結財務諸表に反映させること。

「機能通貨」とは、「その事業単位が事業を行っている第一次的に重要な経済環境の通貨である」。すなわち、通常、それは、企業が資金の受払いをする通貨である。そして、「在外事業単位の資産・負債および営業活動は、その事業単位の機能通貨を用いて測定されなければならない<sup>20)</sup>」としている。

また、外貨表示財務諸表項目の換算について、「財務諸表のすべての項目は、実勢為替レート（current exchange rate）を使って換算しなければな

らない。収益・費用および利益・損失については、それらの項目が認識された日の為替相場を使わなければならない<sup>21)</sup>」としている。

この換算の目的を達成するのが決算日レート法であると主張する。しかし、この決算日レート法について「その概念の魅力および簡便さにかかわらず、決算日レート法は単一通貨の見方から親会社およびその子会社の経営成績および財政状態を親会社株主のために表示する（すなわち、測定単位として親会社の報告通貨を保持する）という連結財務諸表の基本的目的を果さないという欠点もときに指摘される<sup>22)</sup>」。あるいは、「決算日レート法は、また、すべての現地通貨資産が為替リスクにさらされていることを前提とする点で誤っている<sup>23)</sup>」などのような FAS No. 52 が採用した決算日レート法の前提となる換算の目的自体に対する批判がある。さらに、機能通貨決定に際して、境界線上にある企業について詳細な指針が存在しないために、経営者の判断に依存されることになる。このことは経営者の判断によって異なった経営成果が公表されるという換算方法の適用上の問題に対する批判がある。

## 7. む す び

本稿では、外貨換算の方法の考え方を発生順にとりあげ、その内容を検討してきた。とりあげた諸方法はいずれも固有の基本的な考え方に基づいているものである。そしてこれらの諸方法が、それぞれ長所・短所のあることも指摘してきた。そのなかで特に問題点を指摘するならば、その一つは決算日レート法である。当該方法は、為替相場が変動するならば、在外子会社の財務諸表を換算するのに、どの時点の為替相場を用いるべきかという選択の問題が発生する。貸借対照表日の為替相場すなわち「決算日レート」を用いる方法（決算日レート法）は論理的な選択といえる。しかし、決算日レートを用いて貸借対照表と損益計算書のすべての項目を換算することによって生じる問題は、その手続が一般に認められた会計原則の基礎となっている取得原

価主義と矛盾することである。もう一つはテンポラル法に関する問題点である。

取引日レートが用いられる換算方法（テンポラル法）を適用した場合には、さまざまな資産がそれぞれ異なった時期に取得されるので、これらの資産を換算するには、それぞれ異なった為替相場が用いられなければならない。このような場合、換算後の貸借対照表はもはや貸借が均衡しなくなってしまう。借方と貸方の差額をどのように処理するかは、会計担当者間で大きな論争になっている。貸借不均衡の差額は、換算過程の結果として機械的に発生するものであり、資産、負債あるいは資本の定義には当てはまらない。それでも、会計等式を維持するために、この差額をどこかに納めなければならない。このように現地通貨表示財務諸表をさまざまな取引日レートで換算して、取得原価主義を維持すると、その性質を定義し難い、借方か貸方か明確でない勘定を導入することになる。この問題は単一の為替レートを用いて財務諸表を換算する方法、すなわち決算日レート法を適用することによって解決される。しかしながら、その手続は取得原価主義会計と矛盾することになるのである。どちらの換算方法を採用しても問題点が存在するということである。

わが国の「外貨会計基準」は修正テンポラル法という独自の換算方法を採用している。いわゆるテンポラル法の欠点を考慮した換算方法である。この方法に対しても、さまざまな批判があるが、比較的すぐれた方法であるテンポラル法を修正して外貨換算の合理性の維持に努めている点は高く評価できよう。

米国の多国籍企業は、FASB が1981年に公表した基準書第52号「外貨換算」の規定事項に従わなければならない。しかし、当該規定内容についても、いろいろ批判的意見が出ている。

外貨換算については、一般に、換算を行う前の外貨表示の財務諸表を作成する際において採用した測定基礎と換算方法とが整合的であることが求められている。すなわち、外貨表示の財務諸表作成の基本原則が外貨換算を経た

後においてもそのまま生かされるような換算方法が妥当なものと評価されるのである。したがって、換算方法のよしあしは、決して単に個々の方法そのものの特質によって評価されるべきものではない。すなわち、外貨表示の財務諸表の作成の基本原則が、特定の換算方法を適用して自国通貨によって財務諸表に表示しなおされた後においても、再表示された財務諸表の作成の基礎となっている測定原則が維持されているときに、当該換算方法は妥当なものであると評価することができるように、所詮、相対的評価が行われなければならない。

現実問題として、すでに考察した諸換算方法がそのままの形で単独に上記の基準に合致するとは限らない。したがって、上記基準に合致させるために、諸換算方法を部分的に修正した方法を認めたり、複数の方法の選択適用を認めるという形態がとられて換算の合理性が維持されていくことになる。

国際的にみても外貨換算方法は多様な状況にあるといえる。したがって、今後いずれの換算方法がより実態を正確に表示しうる方法なのか、各基準公表後の実態調査等を踏まえながら検討していく必要がある。

---

#### 注

- 1) Choi, F. D. S. and Mueller, G. G., *International Accounting*, 2nd edition, Prentice-Hall, Inc., 1992, p. 145.
- 2) 染谷恭次郎「外貨換算の諸基準」『産業経理』38巻4号, 1978。
- 3) Choi, F. D. S. and Mueller, G. G. *op. cit.*, p. 148.
- 4) 染谷恭次郎「在外会社の連結における諸問題」『会計』92巻2号, 1967。
- 5) Evans, T. G., T aylar, M. E. and Holzmann, O., *International Accounting and Reporting*, Macmillan Publishing Co., 1985, p. 168.
- 6) Hepworth, S. R., "Reporting Foreign Operation," Ann Arbor ; *Bureau of Business Research*, University of Michigan, 1956.
- 7) Evans, T. G., T aylar, M. E. and Holzmann, O., *op. cit.*, p. 169.

- 8) Connor, J. "Accounting for the Upward Float in Foreign Currencies," *Journal of Accountancy*, June 1972, pp. 39-44.
- 9) Lorensen, L., "The Temporal Principle of Translation," *Journal of Accountancy*, August 1972.
- 10) Seidler, L. J., "Accounting for Foreign Currency Translation," in *Accounting for Multinational Enterprises*, Edited by AlHashim, D. D. and Robertson, J. W., Bobbs-Merrill, 1978.  
     Flower, J., "Foreign Currency translation," in *Comparative International Accounting*, 3rd edition, Edited by Nobes, C. and Parker, R., Prentice-Hall International (UK) Ltd, 1991, p. 315.  
     Evans, T. G., Taylar, M. E. and Holzmann, O., *op. cit.*, p. 172.
- 11) Flower, J., *op. cit.*, p. 316.
- 12) 穂山幹夫「決算日レート法の批判的検討」『経営論集』30号, 1988, 22~29頁。  
     同「決算日レート法と現地主義」『産業経理』49巻1号, 1989, 75~77頁。
- 13) Mueller, G. G., Gernon, H. and Meek, G., *Accounting — An International Perspective*, 2nd edition, Richard D. Irwin, Inc., 1991, p. 76.  
     Choi, F. D. S. and Mueller, G. G., *op. cit.*, p. 193.
- 14) Financial Accounting Standard Board, "Foreign Currency Translation," *Statement of Financial Accounting Standards*, No. 52, Stamford, CT: FASB, December 1981, p. 78.
- 15) FAS No. 52, Appendix A.  
     Choi, F. D. S. and Mueller, G. G., *op. cit.*, p. 168.
- 16) *Ibid.*, p. 169.
- 17) 山本嘉彦「『外貨建取引等会計処理基準』に対する賛否をめぐる論点について(2)」『経理情報』227号, 1979, 18頁。
- 18) 白鳥栄一「『在外支店及び在外子会社等の財務諸表項目の換算手続』について」『企業会計』31巻10号, 1979, 59頁。
- 19) 會田義雄「『外貨会計基準』の問題点」『産業経理』39巻9号, 1979, 5頁。
- 20) FAS No. 52, Para. 5.
- 21) FAS No. 52, Para. 12.
- 22) Choi, F. D. S. and Mueller, G. G., *op. cit.*, p. 175.

23) *Ibid.*, p. 176.